

仙台市地域防災計画（共通編）修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考																																								
<p>共通編 P17-25 第1部 第2章 第2節 想定される災害</p>	<p>1. 本市において想定される地震</p> <p>(1) 海溝型の地震（日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月）による）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）</p> <p>（中略）</p> <p>今後30年以内の地震発生確率は60%程度と推定され、将来発生する地震の規模は1978年宮城県沖地震の規模からマグニチュード7.4前後とされています。</p> <p style="text-align: center;">表4 宮城県沖地震の発生確率 （日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月））</p> <table border="1" data-bbox="371 783 1402 1473"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0～0.08%</td> <td rowspan="5">BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき$\alpha=0.10$（データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため</td> </tr> <tr> <td>今後20年以内の発生確率</td> <td>0.4～10%</td> </tr> <tr> <td>今後30年以内の発生確率</td> <td>50%程度</td> </tr> <tr> <td>今後40年以内の発生確率</td> <td>90%程度もしくはそれ以上</td> </tr> <tr> <td>今後50年以内の発生確率</td> <td>90%程度以上</td> </tr> <tr> <td>地震後経過率（2019年1月1日時点）</td> <td>0.24</td> <td>経過時間約7.8年を平均発生間隔38.0年で除した値</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td>M7.4 前後</td> <td>過去の地震のMを参考にして判断した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 略</p> <p>3. 風水害等基礎調査</p> <p>(1) 風水害等発生時の気象特性</p> <p>本市における風水害の発生月は8月及び9月が最も多く、既往水害の半数以上がこの時期に発生しており、河川氾濫を伴う大規模水害も、ほとんどがこの2ヵ月間で起っています。月降水量の平均値（過去10年間）をみると、平均的に7月～9月に降水量が多くなっていることがわかります。（図1）</p> <p>また、日降水量の最大値が大きいのは8月→9月であることがわかります。（図2）</p> <p>さらに、最大1時間降水量から、豪雨災害をもたらす様な激しい雨も7～9月に発生していることがわかります。（図3）</p>	項目	将来の地震発生確率等	備考	今後10年以内の発生確率	ほぼ0～0.08%	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ （データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため	今後20年以内の発生確率	0.4～10%	今後30年以内の発生確率	50%程度	今後40年以内の発生確率	90%程度もしくはそれ以上	今後50年以内の発生確率	90%程度以上	地震後経過率（2019年1月1日時点）	0.24	経過時間約7.8年を平均発生間隔38.0年で除した値	次の地震の規模	M7.4 前後	過去の地震のMを参考にして判断した。	<p>1. 本市において想定される地震</p> <p>(1) 海溝型の地震（日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月及び令和2年1月）による）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）</p> <p>（中略）</p> <p>今後30年以内の地震発生確率は60%程度と推定され、将来発生する地震の規模は1978年宮城県沖地震の規模からマグニチュード7.4前後とされています。</p> <p style="text-align: center;">表4 宮城県沖地震の発生確率 （日本海溝沿いの地震活動の長期評価（令和2年1月））</p> <table border="1" data-bbox="1557 783 2588 1483"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0～0.2%</td> <td rowspan="5">BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき$\alpha=0.10$（データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため</td> </tr> <tr> <td>今後20年以内の発生確率</td> <td>0.3～10%</td> </tr> <tr> <td>今後30年以内の発生確率</td> <td>60%程度</td> </tr> <tr> <td>今後40年以内の発生確率</td> <td>90%程度もしくはそれ以上</td> </tr> <tr> <td>今後50年以内の発生確率</td> <td>90%程度以上</td> </tr> <tr> <td>地震後経過率（2020年1月1日時点）</td> <td>0.23</td> <td>経過時間約8.8年を平均発生間隔38.0年で除した値</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td>M7.4 前後</td> <td>過去の地震のMを参考にして判断した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 略</p> <p>3. 風水害等基礎調査</p> <p>(1) 風水害等発生時の気象特性</p> <p>本市における風水害の発生月は8月及び9月が最も多く、既往水害の半数以上がこの時期に発生しており、河川氾濫を伴う大規模水害も、ほとんどがこの2ヵ月間で起っています。月降水量の平均値（過去10年間）をみると、平均的に6月～10月に降水量が多くなっていることがわかります。（図1）</p> <p>また、日降水量の最大値が大きいのは8月から10月であることがわかります。（図2）</p> <p>さらに、最大1時間降水量から、豪雨災害をもたらす様な激しい雨も7～9月に発生していることがわかります。（図3）</p>	項目	将来の地震発生確率等	備考	今後10年以内の発生確率	ほぼ0～0.2%	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ （データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため	今後20年以内の発生確率	0.3～10%	今後30年以内の発生確率	60%程度	今後40年以内の発生確率	90%程度もしくはそれ以上	今後50年以内の発生確率	90%程度以上	地震後経過率（2020年1月1日時点）	0.23	経過時間約8.8年を平均発生間隔38.0年で除した値	次の地震の規模	M7.4 前後	過去の地震のMを参考にして判断した。	<p>長期評価による地震発生確率値の更新に伴う修正</p> <p>直近10年間の平均値の更新に伴う修正</p>
項目	将来の地震発生確率等	備考																																									
今後10年以内の発生確率	ほぼ0～0.08%	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ （データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため																																									
今後20年以内の発生確率	0.4～10%																																										
今後30年以内の発生確率	50%程度																																										
今後40年以内の発生確率	90%程度もしくはそれ以上																																										
今後50年以内の発生確率	90%程度以上																																										
地震後経過率（2019年1月1日時点）	0.24	経過時間約7.8年を平均発生間隔38.0年で除した値																																									
次の地震の規模	M7.4 前後	過去の地震のMを参考にして判断した。																																									
項目	将来の地震発生確率等	備考																																									
今後10年以内の発生確率	ほぼ0～0.2%	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ （データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため																																									
今後20年以内の発生確率	0.3～10%																																										
今後30年以内の発生確率	60%程度																																										
今後40年以内の発生確率	90%程度もしくはそれ以上																																										
今後50年以内の発生確率	90%程度以上																																										
地震後経過率（2020年1月1日時点）	0.23	経過時間約8.8年を平均発生間隔38.0年で除した値																																									
次の地震の規模	M7.4 前後	過去の地震のMを参考にして判断した。																																									

図1 仙台市内アメダスデータによる月降水量の平均値（平成18～27年の10年間の平均値）、各月とも左から順番に、仙台、新川

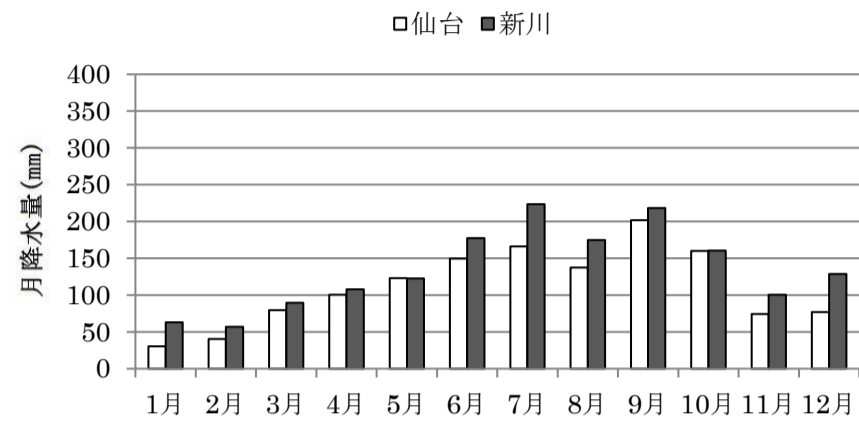


図2 仙台市内アメダスデータによる日降水量の最大値（既往最大値）：各月とも左から順番に、仙台、新川、泉ヶ岳、鷹巣山

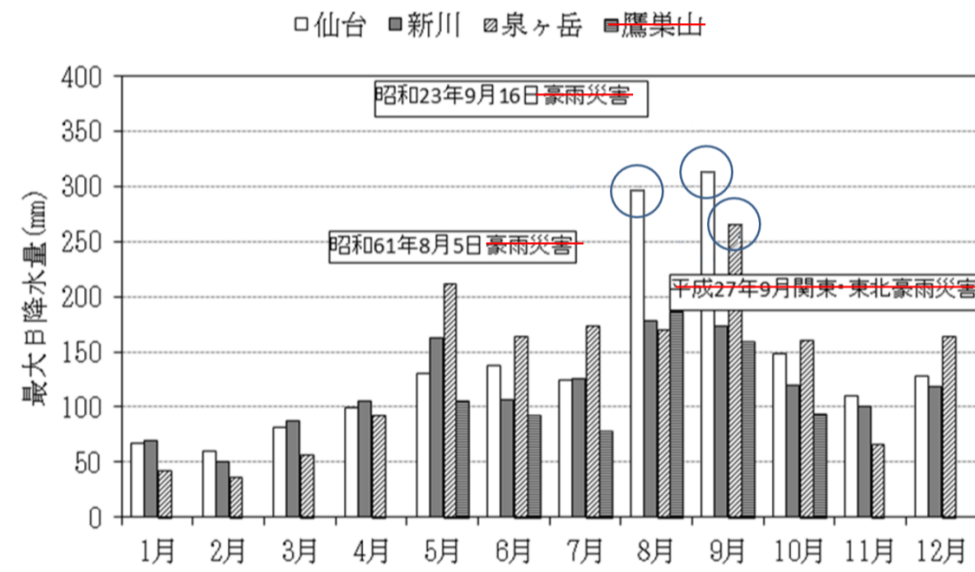


図3 仙台市内アメダスデータによる1時間降水量の最大値（既往最大値）：各月とも左から順番に、仙台、新川、泉ヶ岳、鷹巣山

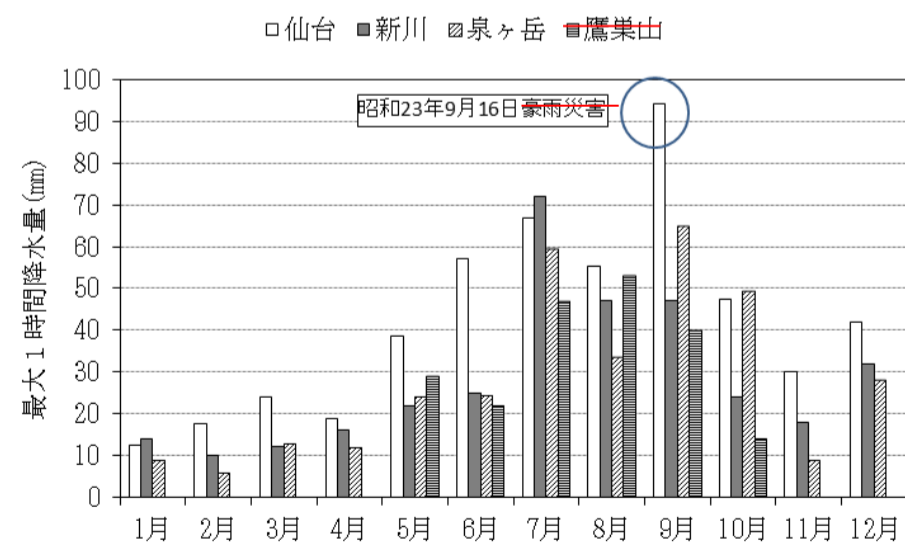


図1 仙台市内アメダスデータによる月降水量の平均値（平成22～令和元年の10年間の平均値）、各月とも左から順番に、仙台、新川

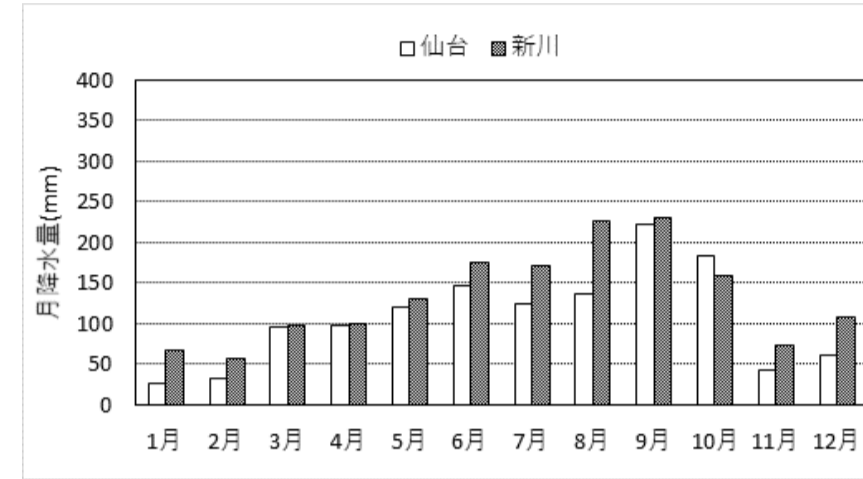


図2 仙台市内アメダスデータによる日降水量の最大値（既往最大値）（統計開始から令和元年まで）：各月とも左から順番に、仙台、新川、泉ヶ岳

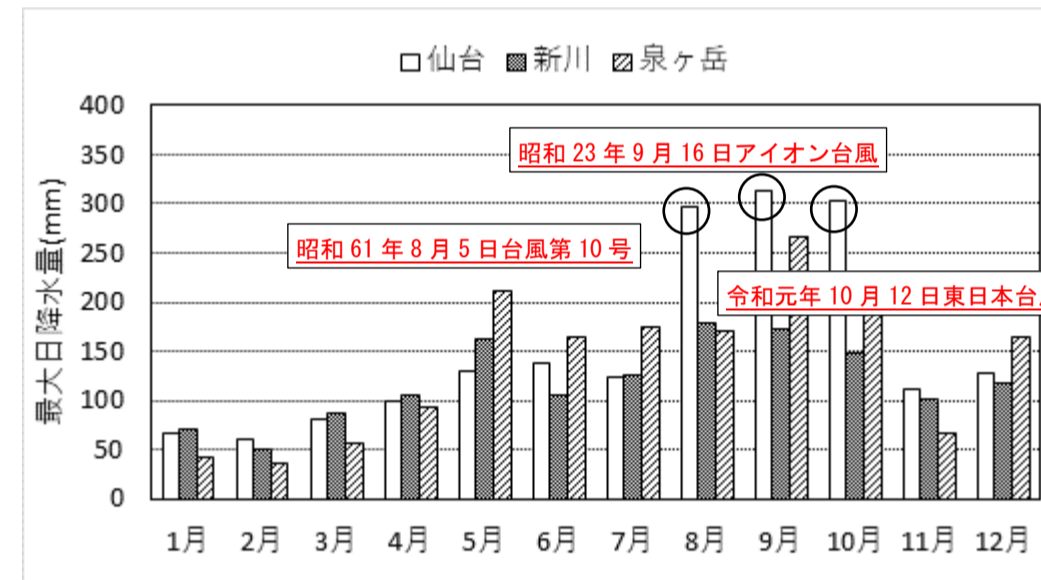
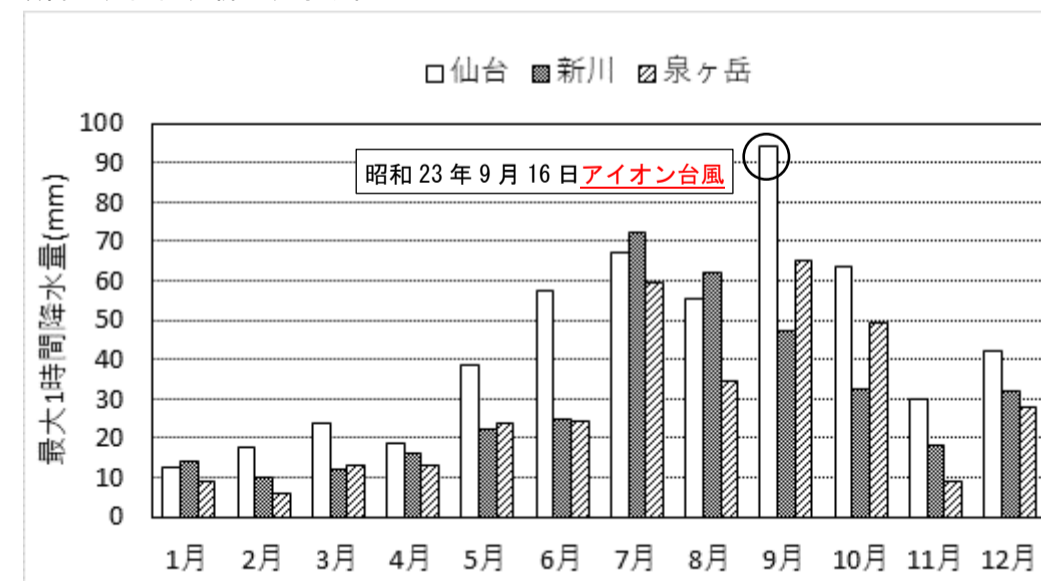


図3 仙台市内アメダスデータによる1時間降水量の最大値（既往最大値）（統計開始から令和元年まで）：各月とも左から順番に、仙台、新川、泉ヶ岳



直近10年間の平均値に更新

統計期間を追記

過去の記録的な豪雨災害について、台風の名称で表記

鷹巣山の統計データ（平成8年まで観測）が古いため削除

表：仙台市内の観測所における降水量・風速の既往最大値（各値は気象庁による）

観測所名 項目	仙 台	泉ヶ岳	新 川	鷹巣山*
日降水量 (mm)	312.7 (S23/9/16)	265.5 (H27/9/10)	178 (S63/8/11)	187 (H1/8/27)
日最大1時間降水量 (mm)	94.3 (S23/9/16)	65.0 (H27/9/10)	72 (H2/7/24)	53 (H1/8/27)
月最大24時間降水量 (mm)	381.0 (S61/8/4)	—	—	—
月降水量 (mm)	638.5 (H6/9)	582.5 (H26/6)	628 (H6/9)	684 (H6/9)
日最大風速・風向 (m/s)	24.0 西北西 (H9/3/11)	観測なし	25.9 西 (H24/4/4)	観測なし
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	41.2 西北西 (H9/3/11)	観測なし	42.2 西南西 (H24/4/4)	観測なし

※アメダス鷹巣山はH8/10/25まで観測

(2) 略

(3) 風水害等危険区域の予測

ア 河川氾濫及び内水氾濫による浸水のおそれのある区域

計算対象	降水量	作成主体	指定・作成年月日
七北田川 (赤生津大橋から海まで)	1日間降水量 549.5mm	宮城県	平成29年5月30日
七北田川 (馬橋から赤生津大橋まで)	1日間降水量 549.5mm	宮城県	平成29年5月30日
梅田川 (大田見橋から七北田川合流点 まで)	1日間降水量 747.0mm	宮城県	平成29年5月30日
広瀬川 (広瀬橋から名取川合流点ま で)	2日間降水量 679mm	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道 事務所	平成28年6月30日
広瀬川 (愛宕橋から広瀬橋まで)	2日間降水量 388.4 mm	宮城県	平成17年10月18日
名取川 (名取川頭首工 から海まで)	2日間降水量 607mm	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道 事務所	平成28年6月30日
旧 笹川 (笹川からの分岐点から名取川 合流点まで)	24時間降水量 351 mm	宮城県	平成28年5月24日
笹川 (唐松橋上流から名取川合流点 まで)	2日間総雨量 607mm	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道 事務所	平成29年6月30日
内水氾濫	平成2年9月19日 1時間降水量 71.5mm (※)	仙台市	平成25年6月28日

※過去50年における最大1時間降雨

表：仙台市内の観測所における降水量・風速の既往最大値（各値は気象庁による）

観測所名 項目	仙 台	泉ヶ岳	新 川
日降水量 (mm)	312.7 (S23/9/16)	265.5 (H27/9/10)	178 (S63/8/11)
日最大1時間降水量 (mm)	94.3 (S23/9/16)	65.0 (H27/9/10)	72 (H2/7/24)
月最大24時間降水量 (mm)	381.0 (S61/8/4)	—	—
月降水量 (mm)	644.5 (R1/10)	582.5 (H26/6)	628 (H6/9)
日最大風速・風向 (m/s)	24.0 西北西 (H9/3/11)	観測なし	25.9 西 (H24/4/4)
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	41.2 西北西 (H9/3/11)	観測なし	42.2 西南西 (H24/4/4)

(2) 略

(3) 風水害等危険区域の予測

ア 河川氾濫及び内水氾濫による浸水のおそれのある区域

計算対象	降水量	作成主体	指定・作成年月日
七北田川 (赤生津大橋から海まで)	1日間降水量 549.5mm	宮城県	平成29年5月30日
七北田川 (馬橋から赤生津大橋まで)	1日間降水量 549.5mm	宮城県	平成29年5月30日
梅田川 (大田見橋から七北田川合流点 まで)	1日間降水量 747.0mm	宮城県	平成29年5月30日
広瀬川 (広瀬橋から名取川合流点ま で)	2日間降水量 679mm	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道 事務所	平成28年6月30日
広瀬川 (愛宕橋から広瀬橋まで)	2日間降水量 679 mm	宮城県	令和元年5月31日
名取川 (名取川頭首工 から海まで)	2日間降水量 607mm	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道 事務所	平成28年6月30日
旧 笹川 (笹川からの分岐点から名取川 合流点まで)	24時間降水量 747 mm	宮城県	令和元年5月31日
笹川 (唐松橋上流から名取川合流点 まで)	2日間総雨量 607mm	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道 事務所	平成29年6月30日
内水氾濫	平成2年9月19日 1時間降水量 71.5mm (※)	仙台市	平成25年6月28日

※過去50年における最大1時間降雨

令和元年東日本台風（台風第19号）等により、月降水量の最大値を更新

想定最大規模降雨（L2）の公表に伴う修正

2. 風水害

本市では、短時間集中豪雨の増加など、気象条件は近年より厳しくなりつつあり、都市型水害の増加、造成地における土砂災害の発生など、災害形態も変化してきています。

今後も発生し得る自然災害の被害を最小限に抑えるためには、ハード・ソフト対策両面から整備を進めることが重要ですが、より減災力を高めていくためには、過去の災害をよく知り、そのときの被害や対応を教訓として活かしていくことが必要です。本市においてこれまで発生した災害について示し、中でも特徴的な災害について詳しく述べます。

(1) 本市の降雨の特徴

東西に広い本市は、七北田川上流の泉区北西部では、8～9月における月降水量の平年値が250mmを超える一方、若林区・宮城野区東部では160mm前後であり、本市西部が東部に比べ降水量が多い傾向にあります。西部で降水量が多いことは、七北田川、広瀬川、名取川の各下流域において降水量が少なくても、上流域において多量の降水による河川の増水等に注意が必要であることを示します。

表：本市における風水害等災害履歴

(中略)

平成27年(2015年)9月10日～11日	水害	台風第18号	総降水量271.5mm(2日間)、最大1時間降水量50mm	床上浸水85、床下浸水157、崖崩れ114、道路冠水等175
-----------------------	----	--------	-------------------------------	--------------------------------

(2)～(8) 略

2. 風水害

本市では、短時間集中豪雨の増加など、気象条件は近年より厳しくなりつつあり、都市型水害の増加、造成地における土砂災害の発生など、災害形態も変化してきています。

今後も発生し得る自然災害の被害を最小限に抑えるためには、ハード・ソフト対策両面から整備を進めることが重要ですが、より減災力を高めていくためには、過去の災害をよく知り、そのときの被害や対応を教訓として活かしていくことが必要です。本市においてこれまで発生した災害について示し、中でも特徴的な災害について詳しく述べます。

(1) 本市の降雨の特徴

東西に広い本市は、七北田川上流の泉区北西部では、8～9月における月降水量の平年値が250mmを超える一方、若林区・宮城野区東部では160mm前後であり、本市西部が東部に比べ降水量が多い傾向にあります。西部で降水量が多いことは、七北田川、広瀬川、名取川の各下流域において降水量が少なくても、上流域において多量の降水による河川の増水等に注意が必要であることを示します。

表：本市における風水害等災害履歴

(中略)

平成27年(2015年)9月10日～11日	水害	台風第18号	総降水量271.5mm(2日間)、最大1時間降水量50mm	床上浸水85、床下浸水157、崖崩れ114、道路冠水等175
令和元年(2019年)10月12日～13日	水害・風害	東日本台風(台風第19号)	総降水量383.5mm(11～13日)、最大1時間降水量63.5mm、最大瞬間風速30.4m/s	床上浸水801、床下浸水247、崖崩れ108、道路冠水等173

(2)～(8) 略

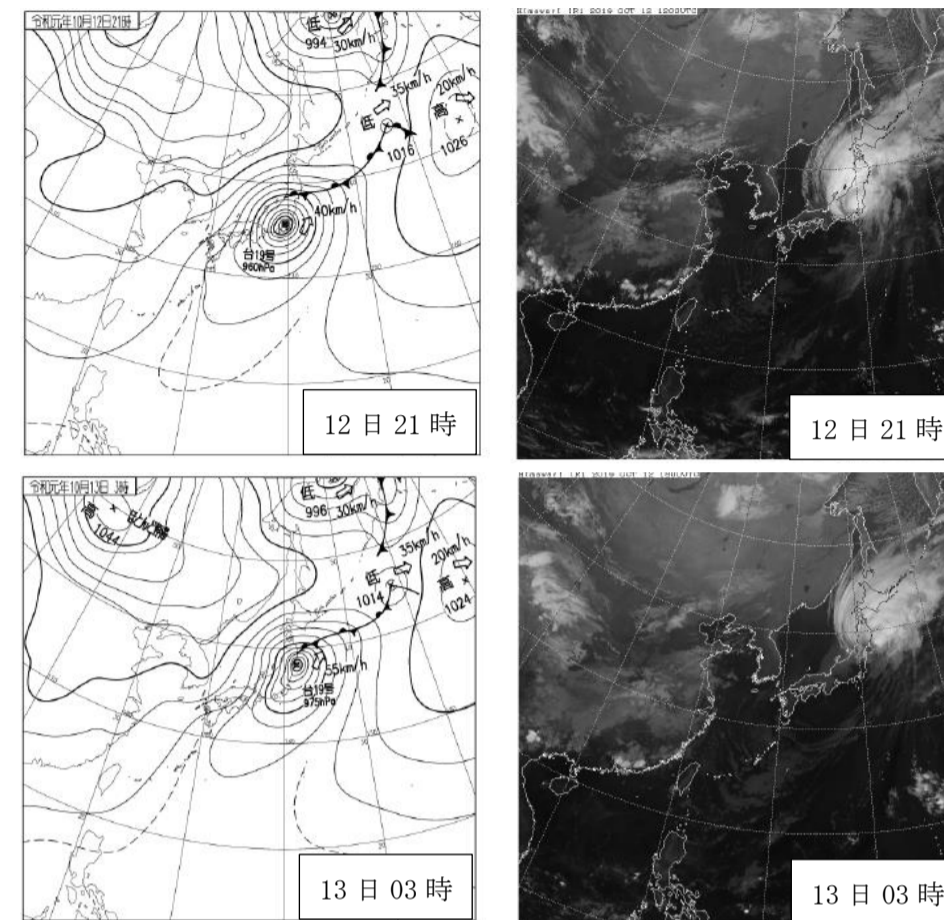
(9) 令和元年東日本台風(台風第19号)による被害

《概要》

令和元年東日本台風は、10月12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸し、勢力を維持したまま関東地方を北東へ進み、13日未明には福島県を通過して明け方には宮城県沖に抜けました。仙台市では、11日から前線の影響で弱い雨が降り出し、12日夜には台風の接近に伴い、非常に激しい雨となり、13日朝にかけての総降水量は383.5mmと10月1ヶ月分の平年値の約3倍となりました。また、台風の接近・通過に伴い、13日未明を中心に暴風を観測しました。市内では、七北田川で河川氾濫が発生したほか、がけ崩れや道路冠水が多数発生し、避難勧告又は避難指示が市内ほぼ全域において発令されました。経済的にも大きな被害をもたらした。被害総額は推計で57.7億円(令和元年11月14日現在)余りとなりました。(気象概要：気象庁ホームページより)

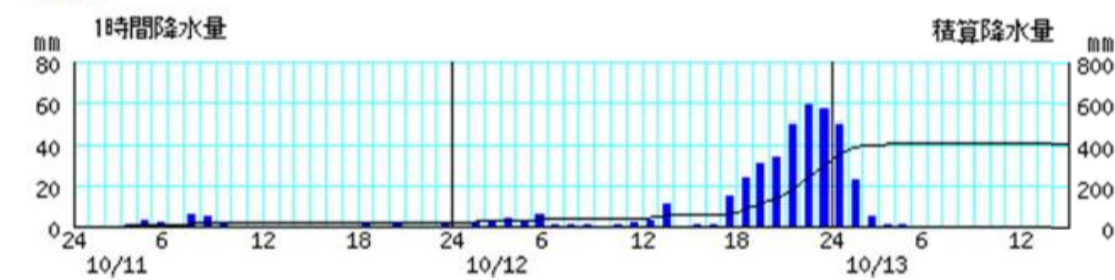


令和元年東日本台風(台風第19号)の被害等を追記



図：天気図と気象衛星画像（気象庁ホームページ）

仙台 総降水量（11日15時～13日09時）383.5mm 最大1時間降水量63.5mm



図：令和元年10月11日～13日の降水量（仙台管区気象台データより）

《被害状況》 ※全て令和元年11月14日現在

区分	被害
人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ○死者2名 (若林区1名、太白区1名) ○不明者1名 (若林区1名) ○重傷1名 (青葉区1名) ○軽傷12名 (青葉区1名、宮城野区5名、若林区3名、太白区2名、泉区1名)

建物被害	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊 3 棟 (青葉区 3 棟) ○半壊 3 棟 (青葉区 1 棟、宮城野区 2 棟) ○準半壊 35 棟 (青葉区 6 棟、宮城野区 22 棟、若林区 5 棟、太白区 1 棟、泉区 1 棟) ○一部損壊 1,080 棟 (青葉区 149 棟、宮城野区 443 棟、若林区 184 棟、太白区 189 棟、泉区 115 棟) <p>※上記のうち浸水被害内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ○床上浸水 801 棟 (青葉区 111 棟、宮城野区 362 棟、若林区 148 棟、太白区 109 棟、泉区 71 棟) ○床下浸水 247 棟 (青葉区 26 棟、宮城野区 95 棟、若林区 32 棟、太白区 62 棟、泉区 32 棟)
道路冠水等	173 件 (青葉区 41 件、宮城野区 33 件、若林区 31 件、太白区 50 件、泉区 18 件)
がけ崩れ等	108 件 (青葉区 56 件、宮城野区 7 件、太白区 23 件、泉区 22 件)
河岸浸食	97 か所 (青葉区 44 件、宮城野区 4 件、太白区 27 件、泉区 22 件)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○道路陥没等 11 件 (青葉区 3 件、宮城野区 5 件、太白区 3 件) ○倒木 112 件 (青葉区 32 件、宮城野区 8 件、若林区 9 件、太白区 30 件、泉区 33 件)

区分	被害	
ライフライン	市営地下鉄	通常運行
	市営バス	全線一時運転見合わせ
	JR	<ul style="list-style-type: none"> ○一時運転見合わせ 東北新幹線 上下線 常磐線 上下線 仙山線 上下線 仙石線 上下線 仙石東北ライン 上下線 東北本線 上下線 (黒磯～一ノ関駅間・岩切～利府駅間)
	東北電力	市内約 1,800 戸停電 (最大時)
	ガス	市内 5 戸供給停止 (小松島、緑ヶ丘地区)
	水道	被害なし
	高速道路	<ul style="list-style-type: none"> ○一時通行止め 東北道：一ノ関 IC 以南 山形道：村田 IC～山形北 JCT 仙台北部道路：全区間 仙台南部道路：全区間
	NTT・携帯 3 社	被害なし

		 <p>泉区長命橋付近</p> <p>青葉区八幡七丁目</p> <p>青葉区双葉ヶ丘一丁目</p> <p>泉区泉中央三丁目</p>																	
<p>共通編 P58, 59, 61 第1部 第3章 第2節 本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱</p>	<p>2. 指定地方行政機関 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="323 1069 1348 1168"> <tr> <td>東北農政局</td> <td> 1 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 2 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 3～6 略 </td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="323 1203 1348 1305"> <tr> <td>関東東北産業保安監督部東北支部</td> <td> 1 災害時の火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策 2 鉱山における人に対する危害の防止、鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関する監督指導 </td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="323 1340 1348 1442"> <tr> <td>仙台管区気象台</td> <td> 1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集及び発表 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3～5 略 </td> </tr> </table> <p>4. 指定公共機関 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="323 1560 1348 1711"> <tr> <td> 出光興産株式会社 太陽石油株式会社 昭和シェル石油株式会社 コスモ石油株式会社 富士石油株式会社 JXTG エネルギー株式会社 </td> <td> 1 災害時における石油製品の安定供給 </td> </tr> </table>	東北農政局	1 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 2 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 3～6 略	関東東北産業保安監督部東北支部	1 災害時の火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策 2 鉱山における人に対する危害の防止、鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関する監督指導	仙台管区気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集及び発表 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3～5 略	出光興産株式会社 太陽石油株式会社 昭和シェル石油株式会社 コスモ石油株式会社 富士石油株式会社 JXTG エネルギー株式会社	1 災害時における石油製品の安定供給	<p>2. 指定地方行政機関 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1506 1069 2531 1168"> <tr> <td>東北農政局</td> <td> 1 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 2 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画策定及び災害復旧事業の指導 3～6 略 </td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="1506 1203 2531 1305"> <tr> <td>関東東北産業保安監督部東北支部</td> <td> 1 災害時における火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策 2 <u>災害時における都市ガス及び電気施設等の</u>応急復旧対策 3 鉱山における人に対する危害の防止、鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関する監督指導 </td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="1506 1340 2531 1442"> <tr> <td>仙台管区気象台</td> <td> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3～5 略 </td> </tr> </table> <p>4. 指定公共機関 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1506 1560 2531 1686"> <tr> <td> 出光興産株式会社 太陽石油株式会社 コスモ石油株式会社 富士石油株式会社 JXTG エネルギー株式会社 </td> <td> 1 災害時における石油製品の安定供給 </td> </tr> </table>	東北農政局	1 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 2 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画策定及び災害復旧事業の指導 3～6 略	関東東北産業保安監督部東北支部	1 災害時における火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策 2 <u>災害時における都市ガス及び電気施設等の</u> 応急復旧対策 3 鉱山における人に対する危害の防止、鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関する監督指導	仙台管区気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3～5 略	出光興産株式会社 太陽石油株式会社 コスモ石油株式会社 富士石油株式会社 JXTG エネルギー株式会社	1 災害時における石油製品の安定供給	<p>表現の修正</p> <p>合併に伴う社名削除</p>
東北農政局	1 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 2 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 3～6 略																		
関東東北産業保安監督部東北支部	1 災害時の火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策 2 鉱山における人に対する危害の防止、鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関する監督指導																		
仙台管区気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集及び発表 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3～5 略																		
出光興産株式会社 太陽石油株式会社 昭和シェル石油株式会社 コスモ石油株式会社 富士石油株式会社 JXTG エネルギー株式会社	1 災害時における石油製品の安定供給																		
東北農政局	1 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 2 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画策定及び災害復旧事業の指導 3～6 略																		
関東東北産業保安監督部東北支部	1 災害時における火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策 2 <u>災害時における都市ガス及び電気施設等の</u> 応急復旧対策 3 鉱山における人に対する危害の防止、鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関する監督指導																		
仙台管区気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3～5 略																		
出光興産株式会社 太陽石油株式会社 コスモ石油株式会社 富士石油株式会社 JXTG エネルギー株式会社	1 災害時における石油製品の安定供給																		

<p>共通編 P100 第2部 第1章 第7節 災害支援活動への理解と参加</p>	<p>1. 仙台市社会福祉協議会等の活動</p> <p>(1) 仙台市社会福祉協議会 ア 略 イ 災害ボランティアセンター運営 スタッフ の養成 災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるためには、被災者・地域住民・行政機関とボランティア 間の調整や 支援ニーズの把握など、コーディネートを有する運営スタッフの存在が重要となります。仙台市社会福祉協議会は、仙台市や関係団体等との連携・協力により、災害ボランティアセンター運営 スタッフの養成を進めています。</p> <p>(2) 略</p>	<p>1. 仙台市社会福祉協議会等の活動</p> <p>(1) 仙台市社会福祉協議会 ア 略 イ 災害ボランティアセンター運営 <u>サポーター</u> の養成 災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるために、被災者 <u>支援ニーズ</u>とボランティアの調整を行う <u>災害ボランティアセンター</u>の運営 <u>サポーター</u>の存在が重要となります。仙台市社会福祉協議会は、仙台市や関係団体等との連携・協力により、災害ボランティアセンター運営 <u>サポーター</u>の養成を進めています。</p> <p>(2) 略</p>	<p>表現の修正</p>
<p>共通編 P104 第2部 第2章 第1節 避難体制の整備</p>	<p>3. 避難場所等の区分 【危機管理室、市民局、健康福祉局、建設局、教育局】</p> <p>(1) 緊急時に活用する避難所・避難場所（指定緊急避難場所） ア 略 イ 津波避難施設・津波避難場所 津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所。 津波に対し安全な構造であるとともに、安全な高さを有する施設や高台等をあらかじめ指定する。 (資料 3-4「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照)</p> <p>また、「仙台市震災復興計画」等に基づき、「避難施設^{*1}」、「避難の丘^{*2}」等について、計画的に整備を進めるとともに、民間企業との協定等により津波避難施設の確保に努める。</p> <p>ウ～エ 略</p>	<p>3. 避難場所等の区分 【危機管理室、市民局、健康福祉局、建設局、教育局】</p> <p>(1) 緊急時に活用する避難所・避難場所（指定緊急避難場所） ア 略 イ 津波避難施設・津波避難場所 津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所。 津波に対し安全な構造であるとともに、安全な高さを有する施設や高台等をあらかじめ指定する。 <u>また、市有の津波避難施設については、地域と市で協議し、地域版避難所運営マニュアル等に位置づけを行うことで、津波以外の災害でも利用できるものとする。</u> (資料 3-4「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照)</p> <p>また、「仙台市震災復興計画」等に基づき、「避難施設^{*1}」、「避難の丘^{*2}」等について、計画的に整備を進めるとともに、民間企業との協定等により津波避難施設の確保に努める。</p> <p>ウ～エ 略</p>	<p>津波避難施設の利用方法の明確化</p>
<p>共通編 P110, 111 第2部 第2章 第2節 津波災害の予防</p>	<p>2. 津波減災施設の整備 【経済局、建設局】 沿岸部においては、海岸堤防、河川堤防及び海岸防災林の整備に加え、県道塩釜亘理線の道路のかさ上げにより堤防機能を付加するなど、津波による被害を軽減する対策を講じる。</p> <p>4. 避難のための施設整備 【危機管理室、建設局】 津波避難エリアにおいては、「仙台市震災復興計画」等に基づき、第1節の3に記載のとおり、津波から避難するための施設及び場所、円滑に避難を行うための避難道路等の整備等を行う。</p> <p>(1) 津波避難施設等の整備・確保 津波から避難するための「避難施設^{*1}」、「避難の丘^{*2}」等を整備するとともに、災害時の円滑な避難につなげるための誘導標識等を整備 する。 また、民間企業との協定等により津波避難ビルの確保に努める。</p> <p>(2) 津波避難道路の整備 主要施設や市街地を結ぶ地域の幹線道路については、自動車等による円滑な避難に配慮した整備を行う。具体的には、今<u>後</u>、整備予定のかさ上げ道路と東西に接続する県道井土長町線、県道荒浜原町線、市道南蒲生浄化センター1号線について避難道路と位置づけ、拡幅など必要な整備を行う。</p>	<p>2. 津波減災施設の整備 【経済局、建設局】 沿岸部においては、海岸堤防、河川堤防及び海岸防災林の整備に加え、県道塩釜亘理線の道路のかさ上げにより堤防機能を付加するなど、津波による被害を軽減する対策を講じている。</p> <p>4. 避難のための施設整備 【危機管理室、建設局】 津波避難エリアにおいては、「仙台市震災復興計画」等に基づき、第1節の3に記載のとおり、津波から避難するための施設及び場所、円滑に避難を行うための避難道路等の整備等を行う<u>っている</u>。</p> <p>(1) 津波避難施設等の整備・確保 津波から避難するための「避難施設^{*1}」、「避難の丘^{*2}」等を整備するとともに、災害時の円滑な避難につなげるための誘導標識等を整備 している。 また、民間企業との協定等により津波避難ビルの確保に努める。</p> <p>(2) 津波避難道路の整備 主要施設や市街地を結ぶ地域の幹線道路については、自動車等による円滑な避難に配慮した整備を行った。具体的には、かさ上げ道路と東西に接続する県道井土長町線、県道荒浜原町線、市道南蒲生浄化センター1号線について避難道路と位置づけ、拡幅など必要な整備を行った。</p>	<p>県道塩釜亘理線のかさ上げ等の完了に伴う修正</p>

2. 公共下水道（雨水）の整備〔建設局〕

(1) 雨水排水施設整備の効率的な推進

(中略)

平成 27 年度末における 10 年確率降雨に対応した整備率は、事業計画区域面積 17,658ha を基準として、34.0% (6,003ha) となっている。

＜雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備状況＞

地 区	主 な 施 設	
	今 後 の 整 備 計 画	施 工 済 (平成 28 年度末現在)
仙台港背後地	→西原第 4 号雨水幹線	・福室第 1 号, 第 3 号, 第 4 号, 第 6 号雨水幹線 ・福室第 2 号雨水幹線 (一部) ・中野第 1 号, 第 2 号, 第 5 号雨水幹線 ・中野第 3 号雨水幹線 (一部) ・北新田雨水幹線 ・蒲生雨水幹線 ・西原第 1 号, 第 3 号雨水幹線 ・中野雨水ポンプ場 (一部) ・西原雨水ポンプ場 (一部)
霞 目	→荒井東雨水幹線 →荒井東雨水ポンプ場	・霞目雨水幹線 ・霞目第 1 号雨水幹線 ・今泉雨水幹線 ・沖野堀雨水幹線 ・神柵雨水幹線 ・荒井第 1 号 (一部), 第 2 号, 第 3 号雨水幹線 ・今泉雨水ポンプ場 ・第 2 霞目雨水幹線 ・荒井西雨水幹線 ・荒井西第 1 号雨水幹線
中 田	→鎌ヶ淵第 3 号雨水幹線 ・中田雨水幹線	・九ヶ村堀第 3 号雨水幹線 (一部) ・九ヶ村堀雨水幹線 ・西中田雨水幹線 ・中田雨水幹線 (一部) ・鎌ヶ淵第 1 号雨水幹線 ・落合雨水ポンプ場 ・庄松雨水ポンプ場 (一部)
(中略)		
原 町 東 部	・原町東部雨水幹線 →鶴巻ポンプ場	・七郷堀雨水幹線* ・大江堀雨水幹線* ・円寿堂堀雨水幹線* ・鶴巻ポンプ場* ・扇町雨水ポンプ場 ・苦竹雨水ポンプ場 ・日の出町公園調整池* ・日の出町公園調整池導水管 (一部) *
(中略)		
仙台駅東口	→榴岡第 2 雨水調整池	・榴岡第 1 雨水調整池 ・榴岡雨水幹線 (一部)

2. 公共下水道（雨水）の整備〔建設局〕

(1) 雨水排水施設整備の効率的な推進

(中略)

平成 30 年度末における 10 年確率降雨に対応した整備率は、事業計画区域面積 17,662ha を基準として、35.5% (6,267ha) となっている。

＜雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備状況＞

地 区	主 な 施 設	
	今 後 の 整 備 計 画	施 工 済 (平成 30 年度末現在)
仙台港背後地		・福室第 1 号, 第 3 号, 第 4 号, 第 6 号雨水幹線 ・福室第 2 号雨水幹線 (一部) ・中野第 1 号, 第 2 号, 第 5 号雨水幹線 ・中野第 3 号雨水幹線 (一部) ・北新田雨水幹線 ・蒲生雨水幹線 ・西原第 1 号, 第 3 号雨水幹線 ・中野雨水ポンプ場 (一部) ・西原雨水ポンプ場 (一部) ・西原第 4 号雨水幹線
霞 目		・霞目雨水幹線 ・霞目第 1 号雨水幹線 ・今泉雨水幹線 ・沖野堀雨水幹線 ・神柵雨水幹線 ・荒井第 1 号 (一部), 第 2 号, 第 3 号雨水幹線 ・今泉雨水ポンプ場 ・第 2 霞目雨水幹線 ・荒井西雨水幹線 ・荒井西第 1 号雨水幹線 ・荒井東雨水幹線 ・荒井東雨水ポンプ場
中 田	・中田雨水幹線	・九ヶ村堀第 3 号雨水幹線 (一部) ・九ヶ村堀雨水幹線 ・西中田雨水幹線 ・中田雨水幹線 (一部) ・鎌ヶ淵第 1 号雨水幹線 ・落合雨水ポンプ場 ・庄松雨水ポンプ場 (一部) ・鎌ヶ淵第 3 号雨水幹線
(中略)		
原 町 東 部	・原町東部雨水幹線	・七郷堀雨水幹線* ・大江堀雨水幹線* ・円寿堂堀雨水幹線* ・鶴巻ポンプ場* ・扇町雨水ポンプ場 ・苦竹雨水ポンプ場 ・日の出町公園調整池* ・日の出町公園調整池導水管 (一部) * ・鶴巻ポンプ場
(中略)		
仙台駅東口		・榴岡第 1 雨水調整池 ・榴岡雨水幹線 (一部) ・榴岡第 2 雨水調整池

事業計画区域の変更と整備計画の進捗に伴う修正

<p>共通編 P127, 128 第2部 第2章 第5節 情報通信体制等の整備</p>	<p>2. 無線通信網の整備〔危機管理室、消防局、水道局、交通局、ガス局〕</p> <p>(1) 防災行政用無線の整備</p> <p>災害発生時における災害情報の収集・伝達手段の確保を図るため、次の3系統で構成される防災行政用無線を整備している。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 全市移動系（150MHz 帯アナログ方式）</p> <p>全市移動系は、青葉区役所に設置した基地局（1局）と陸上移動局（携帯型20局）で構成される系統である。 全ての無線局は、本市の割当周波数以外に、他の防災関係機関所属の無線局と相互通信を行うことができる防災相互通信用周波数を利用した通信が可能であり、災害現場等において他の防災関係機関との連携及び情報共有を図ることができる無線である。</p> <p>ウ 固定系（60MHz 帯アナログ／デジタル併用方式）</p> <p>固定系は、24時間体制をとる消防局に防災行政用無線の親局設備を設置し、気象庁から津波警報等が発表されたとき、防災行政用無線で沿岸部等に設置した屋外拡声装置や戸別受信装置からサイレンや音声で津波情報や避難勧告等を一斉に伝達するもので、「津波情報伝達システム」として位置づけている。 平成16年4月に運用を開始し、その後、津波の河川遡上や新たに建設された集客施設などに対応するため、順次、屋外拡声装置の拡充整備を図ってきたところである。 平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、気象庁から大津波警報が発表された直後から津波情報及び避難指示を繰り返し伝達し、市民や事業所従業員などの避難行動につながったが、襲来した津波で多くの屋外拡声装置及び戸別受信装置が流失及び故障した。 このため、被災した屋外拡声装置の復旧を行うとともに、津波浸水区域等において計画的に屋外拡声装置の拡充整備を推進する。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 消防団用無線</p> <p>「消防団の装備の基準」の改正に伴い、双方向通信が可能な無線機の配備が明確化されたことから、消防団用 I P 無線を配備し運用を開始している。</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #0070C0; color: white;"> <th colspan="2">平成 30 年度現況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>据置型</td> <td>26台</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>247台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 業務用無線等</p> <p>ア 水道局</p> <p>業務用無線設備及び携帯電話は、通常業務の連絡手段としての使用に加え、災害時には情報収集及び伝達の手段として活用するものであり、設備の現況は、無線設備が基地局 14 局、携帯用 56 局、車載用 125 局で、携帯電話が 85 台（内スマートフォン 4 台）、衛星携帯電話が 18 台である。</p> <p>イ～エ 略</p>	平成 30 年度現況		据置型	26台	携帯型	247台	<p>2. 無線通信網の整備〔危機管理室、消防局、水道局、交通局、ガス局〕</p> <p>(1) 防災行政用無線の整備</p> <p>災害発生時における災害情報の収集・伝達手段の確保を図るため、次の3系統で構成される防災行政用無線を整備している。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 全市移動系（150MHz 帯アナログ方式）</p> <p>青葉区役所に設置した基地局（1局）と移動局（携帯型20局）で構成する系統である。 他の防災関係機関の無線局と防災相互通信用周波数を利用した通信が可能であり、災害現場等において他の防災関係機関との連携及び情報共有を図ることができる無線である。</p> <p>ウ 固定系（60MHz 帯アナログ／デジタル併用方式）「津波情報伝達システム」</p> <p>消防局に親局設備を設置し、気象庁から津波警報等が発表されたとき、沿岸部等に設置した 79 基の屋外拡声装置及び約 150 台の戸別受信装置からサイレンや音声で津波情報や避難勧告等を一斉に伝達するもので、「津波情報伝達システム」として位置づけている。 平成 16 年 4 月に運用を開始し、東日本大震災では気象庁から大津波警報が発表された直後から津波情報及び避難指示を繰り返し伝達し、市民や事業所従業員などの避難行動につながったが、襲来した津波で多くの屋外拡声装置及び戸別受信装置が流失及び故障したため、復旧を行うとともに拡充整備を実施した。 なお、全国瞬時警報システム（Jアラート）からの信号を受信したときに国民保護情報を伝達する機能を平成 30 年度に追加した。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 消防団用無線</p> <p>「消防団の装備の基準」の改正に伴い、双方向通信が可能な無線機の配備が明確化されたことから、消防団用 I P 無線を配備し運用を開始している。</p> <p style="text-align: right;">平成 31 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #0070C0; color: white;"> <th colspan="2">令和元年度現況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>据置型</td> <td>26台</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>262台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 業務用無線等</p> <p>ア 水道局</p> <p>業務用無線設備及び携帯電話は、通常業務の連絡手段としての使用に加え、災害時には情報収集及び伝達の手段として活用するものであり、設備の現況は、無線設備が基地局 11 局、携帯用 57 局、車載用 92 局で、携帯電話が 95 台（内スマートフォン 6 台）、衛星携帯電話が 18 台である。</p> <p>イ～エ 略</p>	令和元年度現況		据置型	26台	携帯型	262台	<p>記述の追加</p> <p>時点更新</p> <p>360MHz 帯/150MHz 帯の統廃合に伴う変更</p>
平成 30 年度現況															
据置型	26台														
携帯型	247台														
令和元年度現況															
据置型	26台														
携帯型	262台														

<p>共通編 P135, 136 第2部 第2章 第7節 消防体制の整備</p>	<p>4. 消防団</p> <p>(1) 消防団の現況 消防団は、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」という特性を有しており、地域防災の中核としての役割を果たすことが期待されている。</p> <p style="text-align: center;"><消防団の現況></p> <p style="text-align: right;">平成30年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">現 員</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">定 員</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">団員数</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">充足率</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">機械器具 置 場</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">小型動力 ポンプ付積載車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7団56分団</td> <td>2,430名</td> <td>1,975名</td> <td>81.3%</td> <td>120か所</td> <td>120台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) 略</p>	現 員	定 員	団員数	充足率	機械器具 置 場	小型動力 ポンプ付積載車	7団56分団	2,430名	1,9 75 名	81. 3 %	120か所	120台	<p>4. 消防団</p> <p>(1) 消防団の現況 消防団は、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」という特性を有しており、地域防災の中核としての役割を果たすことが期待されている。</p> <p style="text-align: center;"><消防団の現況></p> <p style="text-align: right;">平成31年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">現 員</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">定 員</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">団員数</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">充足率</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">機械器具 置 場</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">小型動力 ポンプ付積載車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7団56分団</td> <td>2,430名</td> <td>1,975名</td> <td>81.3%</td> <td>120か所</td> <td>120台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) 略</p>	現 員	定 員	団員数	充足率	機械器具 置 場	小型動力 ポンプ付積載車	7団56分団	2,430名	1,9 75 名	81. 3 %	120か所	120台	<p>時点更新</p>
現 員	定 員	団員数	充足率	機械器具 置 場	小型動力 ポンプ付積載車																						
7団56分団	2,430名	1,9 75 名	81. 3 %	120か所	120台																						
現 員	定 員	団員数	充足率	機械器具 置 場	小型動力 ポンプ付積載車																						
7団56分団	2,430名	1,9 75 名	81. 3 %	120か所	120台																						
<p>共通編 P140 第2部 第2章 第8節 自主防災体制の整備</p>	<p>5. マンション等における自主防災活動の推進 【危機管理室、都市整備局、消防局】</p> <p>東日本大震災の際、マンション等中高層住宅においては、ライフラインの停止により水・食料の調達や運搬等が困難となる、居住者の安否確認が迅速に行えない等、中高層住宅特有の課題が生じたことから、市は、中高層住宅の自助・共助の取り組みについて推進する。</p> <p>(1) 自治組織・自主防災組織の結成や活発な防災活動を奨励するとともに、マンション内で避難、救助、初期消火などの活動を行うための備蓄等についても奨励するなど、マンションの防災力の向上促進に努める。また、優れた防災活動について、杜の都防災力向上マンション認定制度により、認定する。</p> <p>(2) マンション等における災害時の共助活動を定めた防災マニュアルについて、ガイドライン等を示し作成を促進する。また、防災マニュアル作成の支援のため、専門家を派遣する。</p> <p>(3) 地域の中で行われる避難所運営の事前協議等への参画を奨励し、地域との連携を促進する。</p>	<p>5. マンション等における自主防災活動の推進 【危機管理室、都市整備局、消防局】</p> <p>東日本大震災の際、マンション等中高層住宅においては、ライフラインの停止により水・食料の調達や運搬等が困難となる、居住者の安否確認が迅速に行えない等、中高層住宅特有の課題が生じたことから、市は、中高層住宅の自助・共助の取り組みについて推進する。</p> <p>(1) 自治組織・自主防災組織の結成や活発な防災活動を奨励するとともに、マンション内で避難、救助、初期消火などの活動を行うための備蓄等についても奨励するなど、<u>分譲</u>マンションの防災力の向上促進に努める。また、優れた防災活動について、杜の都防災力向上マンション認定制度により、認定する。</p> <p>(2) <u>分譲</u>マンションにおける災害時の共助活動を定めた防災マニュアルについて、ガイドライン等を示し作成を促進する。また、防災マニュアル作成の支援のため、専門家を派遣する。</p> <p>(3) 地域の中で行われる避難所運営の事前協議等への参画を奨励し、地域との連携を促進する。</p>	<p>対象となるマンションを明確化</p>																								

<p>共通編 P151, 152 154 第2部 第2章 第12節 物資・資機材等確保体制の充実</p>	<p>2. 公的備蓄の推進〔危機管理室、市民局、健康福祉局、環境局、教育局〕</p> <p>災害発生直後から必要となり、避難者の安全な生活に欠くことができない物資については、一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。</p> <p>(1) 備蓄場所の考え方</p> <p>① 拠点備蓄</p> <p>主に避難者等のニーズに応じ、配送場所や数量が決定される物資等を備蓄する。</p> <p>地区の拠点施設（区役所、総合支所等）へ備蓄する。</p> <p>② 分散備蓄</p> <p>主に災害発生直後から大量に必要となり迅速な対応が必要となる物資、及び避難所運営において必要となる資機材等を備蓄する。</p> <p>避難者を受け入れる施設（市立小中高等学校、市民センター、コミュニティ・センター、津波避難施設、帰宅困難者一時滞在施設等）へ備蓄する。</p> <p>* 市立小中高等学校の備蓄スペースは、余裕教室等の活用を原則とし、これが確保できない場合は備蓄倉庫を整備する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 生活物資備蓄の主なもの</p> <p style="text-align: right;">平成30年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">品 目</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">備 蓄 量</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">備 蓄 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>大 型 扇 風 機</td> <td style="text-align: center;">800台</td> <td>市立小中高等学校等</td> </tr> <tr> <td>L P G 発 電 機</td> <td style="text-align: center;">722台</td> <td>市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等</td> </tr> <tr> <td>L E D 投 光 器</td> <td style="text-align: center;">1,148台</td> <td>市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 井戸水の活用〔環境局〕</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">平成31年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;"></th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">青 葉 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">宮 城 野 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">若 林 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">太 白 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">泉 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">登録井戸数</td> <td style="text-align: center;">131</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: center;">46</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">276</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所	(中略)			大 型 扇 風 機	800台	市立小中高等学校等	L P G 発 電 機	722台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等	L E D 投 光 器	1,148台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等		青 葉 区	宮 城 野 区	若 林 区	太 白 区	泉 区	合 計	登録井戸数	131	43	46	34	22	276	<p>2. 公的備蓄の推進〔危機管理室、市民局、健康福祉局、環境局、教育局〕</p> <p>災害発生直後から必要となり、避難者の安全な生活に欠くことができない物資については、一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。</p> <p>(1) 備蓄場所の考え方</p> <p>① <u>避難者を受け入れる施設への備蓄</u></p> <p><u>災害発生直後から大量に必要な物資及び避難所運営において必要となる資機材等を次の施設に備蓄する。</u></p> <p><u>ア 指定避難所（市立小中高等学校等）</u></p> <p><u>イ 補助避難所（市民センター、コミュニティ・センター等）</u></p> <p><u>ウ 津波避難施設</u></p> <p><u>エ 帰宅困難者一時滞在施設等</u></p> <p><u>※ 市立小中高等学校の備蓄場所は余裕教室及び校舎内倉庫等の活用を原則とし、これが確保できない場合は防災備蓄倉庫の整備を検討する。</u></p> <p>② <u>庁舎等への備蓄</u></p> <p><u>避難者等のニーズに応じ、配送場所や数量が決定される物資等を、市役所、区役所及び総合支所等へ備蓄する。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 生活物資備蓄の主なもの</p> <p style="text-align: right;">平成31年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">品 目</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">備 蓄 量</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">備 蓄 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>大 型 扇 風 機</td> <td style="text-align: center;">776台</td> <td>市立小中高等学校等</td> </tr> <tr> <td>L P G 発 電 機</td> <td style="text-align: center;">871台</td> <td>市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等</td> </tr> <tr> <td>L E D 投 光 器</td> <td style="text-align: center;">1,125台</td> <td>市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 井戸水の活用〔環境局〕</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">令和元年10月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;"></th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">青 葉 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">宮 城 野 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">若 林 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">太 白 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">泉 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">登録井戸数</td> <td style="text-align: center;">131</td> <td style="text-align: center;">44</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">279</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所	(中略)			大 型 扇 風 機	776台	市立小中高等学校等	L P G 発 電 機	871台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等	L E D 投 光 器	1,125台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等		青 葉 区	宮 城 野 区	若 林 区	太 白 区	泉 区	合 計	登録井戸数	131	44	47	35	22	279	<p>表現の修正</p> <p>時点更新</p> <p>時点更新</p>
品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所																																																											
(中略)																																																													
大 型 扇 風 機	800台	市立小中高等学校等																																																											
L P G 発 電 機	722台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等																																																											
L E D 投 光 器	1,148台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等																																																											
	青 葉 区	宮 城 野 区	若 林 区	太 白 区	泉 区	合 計																																																							
登録井戸数	131	43	46	34	22	276																																																							
品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所																																																											
(中略)																																																													
大 型 扇 風 機	776台	市立小中高等学校等																																																											
L P G 発 電 機	871台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等																																																											
L E D 投 光 器	1,125台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等																																																											
	青 葉 区	宮 城 野 区	若 林 区	太 白 区	泉 区	合 計																																																							
登録井戸数	131	44	47	35	22	279																																																							
<p>共通編 P156 第2部 第2章 第13節 廃棄物処理体制の整備</p>	<p>2. 緊急・応急体制の整備について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応急体制の整備</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;"><し尿の想定排出量></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;"></th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">対 象 人 口</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">想 定 排 出 量（1日当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">通常くみ取り世帯※1</td> <td style="text-align: center;">8千人</td> <td style="text-align: center;">-32kl</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">避 難 所</td> <td style="text-align: center;">106千人</td> <td style="text-align: center;">159kl</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">合 計</td> <td style="text-align: center;">114千人</td> <td style="text-align: center;">191kl</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 通常くみ取り世帯の人口は、平成30年4月現在の人口</p>		対 象 人 口	想 定 排 出 量（1日当たり）	通常くみ取り世帯※1	8千人	-32kl	避 難 所	106千人	159kl	合 計	114千人	191kl	<p>2. 緊急・応急体制の整備について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応急体制の整備</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;"><し尿の想定排出量></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;"></th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">対 象 人 口</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">想 定 排 出 量（1日当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">通常くみ取り世帯※1</td> <td style="text-align: center;">7千人</td> <td style="text-align: center;">28kl</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">避 難 所</td> <td style="text-align: center;">106千人</td> <td style="text-align: center;">159kl</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">合 計</td> <td style="text-align: center;">113千人</td> <td style="text-align: center;">187kl</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 通常くみ取り世帯の人口は、平成31年4月現在の人口</p>		対 象 人 口	想 定 排 出 量（1日当たり）	通常くみ取り世帯※1	7千人	28kl	避 難 所	106千人	159kl	合 計	113千人	187kl	<p>時点更新</p>																																		
	対 象 人 口	想 定 排 出 量（1日当たり）																																																											
通常くみ取り世帯※1	8千人	-32kl																																																											
避 難 所	106千人	159kl																																																											
合 計	114千人	191kl																																																											
	対 象 人 口	想 定 排 出 量（1日当たり）																																																											
通常くみ取り世帯※1	7千人	28kl																																																											
避 難 所	106千人	159kl																																																											
合 計	113千人	187kl																																																											

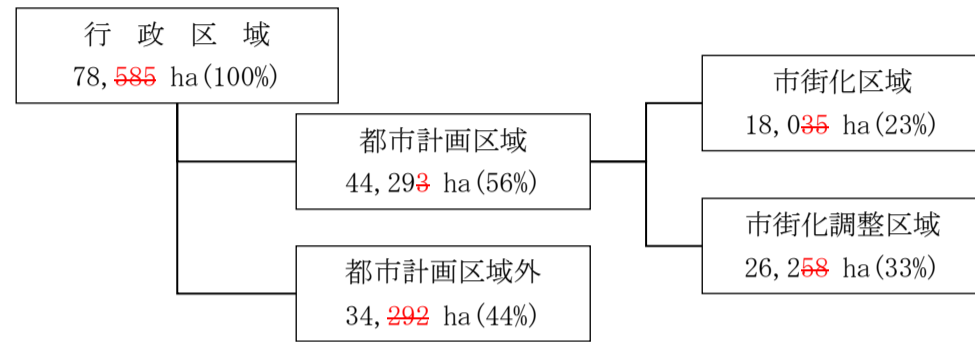
<p>共通編 P158 第2部 第2章 第14節 建築物等の 安全化</p>	<p>1. 建築物等の耐震化〔都市整備局、建設局、経済局、交通局〕</p> <p>(1) 建築物の耐震性についての考え方</p> <p>ア 略</p> <p>イ 一般建築物 既存建築物の耐震性向上を促進する必要性から、耐震改修促進計画に基づき下記の施策を推進する。</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 戸建木造住宅について 昭和56年以前に建築された戸建木造住宅を対象として、<u>仙台市及び宮城県に登録された耐震診断士を市民</u>からの申込みに応じ、<u>一般診断・耐震改修計画案作成の支援</u>を行う。また、耐震<u>評点</u>が基準以下の<u>建物について</u>、耐震性能を満たすための改修工事に要する費用の一部助成を行う。</p> <p>⑤ 木造共同住宅について 昭和56年以前に建築された木造共同住宅を対象として、<u>耐震診断士を市民</u>からの申込みに応じ、<u>派遣し</u>、簡易耐震診断を実施する。</p> <p>⑥～⑩ 略</p>	<p>1. 建築物等の耐震化〔都市整備局、建設局、経済局、交通局〕</p> <p>(1) 建築物の耐震性についての考え方</p> <p>ア 略</p> <p>イ 一般建築物 既存建築物の耐震性向上を促進する必要性から、耐震改修促進計画に基づき下記の施策を推進する。</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 戸建木造住宅について 昭和56年5月31日以前に<u>建築確認を受けて着工し</u>、建築された戸建木造住宅を対象に、<u>建物の所有者</u>からの申込みに応じ、<u>仙台市が耐震診断士を派遣し</u>、<u>耐震診断</u>・改修計画案の<u>策定</u>を行う。また、耐震<u>診断の結果</u>が基準以下の<u>場合</u>、耐震改修工事に要する費用の一部助成を行う。</p> <p>⑤ 木造共同住宅について 昭和56年5月31日以前に<u>建築確認を受けて着工し</u>、建築された木造共同住宅を対象に、<u>建物の所有者</u>からの申込みに応じ、<u>仙台市が耐震診断士を派遣し</u>、簡易耐震診断を実施する。</p> <p>⑥～⑩ 略</p>	<p>表現の修正</p>																												
<p>共通編 P163 第2部 第2章 第15節 地盤災害の 予防</p>	<p>1. 擁壁等の崩壊による宅地災害の予防〔都市整備局〕</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 宅地の防災のための融資制度のあっせん 擁壁等の改善のために必要な資金については、住宅金融支援機構及び仙台市の宅地防災工事資金融資制度をあっせんする。</p> <table border="1" data-bbox="374 1060 1207 1336"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>融資額</th> <th>金利</th> <th>融資の申込み対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度</td> <td>1,170万円 ※1</td> <td>※2</td> <td>・宅地造成等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仙台市宅地防災工事資金融資制度</td> <td>200万円</td> <td rowspan="2">※3</td> <td>・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・宅地造成工事規制区域外において災害防止のため改善指導を受けた者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1,170万円又は工事費の9割の、いずれか低い額が上限となる。</p>	種別	融資額	金利	融資の申込み対象者	住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度	1,170万円 ※1	※2	・宅地造成等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者	仙台市宅地防災工事資金融資制度	200万円	※3	・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者	300万円	・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・宅地造成工事規制区域外において災害防止のため改善指導を受けた者	<p>1. 擁壁等の崩壊による宅地災害の予防〔都市整備局〕</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 宅地の防災のための融資制度のあっせん 擁壁等の改善のために必要な資金については、住宅金融支援機構及び仙台市の宅地防災工事資金融資制度をあっせんする。</p> <table border="1" data-bbox="1557 1060 2390 1336"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>融資額</th> <th>金利</th> <th>融資の申込み対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度</td> <td>1,190万円 ※1</td> <td>※2</td> <td>・宅地造成等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仙台市宅地防災工事資金融資制度</td> <td>200万円</td> <td rowspan="2">※3</td> <td>・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・宅地造成工事規制区域外において災害防止のため改善指導を受けた者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1,190万円（令和元年10月時点）又は工事費の9割の、いずれか低い額が上限となる。</p>	種別	融資額	金利	融資の申込み対象者	住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度	1,190万円 ※1	※2	・宅地造成等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者	仙台市宅地防災工事資金融資制度	200万円	※3	・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者	300万円	・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・宅地造成工事規制区域外において災害防止のため改善指導を受けた者	<p>融資額変更に伴う修正</p>
種別	融資額	金利	融資の申込み対象者																												
住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度	1,170万円 ※1	※2	・宅地造成等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者																												
仙台市宅地防災工事資金融資制度	200万円	※3	・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者																												
	300万円		・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・宅地造成工事規制区域外において災害防止のため改善指導を受けた者																												
種別	融資額	金利	融資の申込み対象者																												
住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度	1,190万円 ※1	※2	・宅地造成等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者																												
仙台市宅地防災工事資金融資制度	200万円	※3	・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者																												
	300万円		・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・宅地造成工事規制区域外において災害防止のため改善指導を受けた者																												
<p>共通編 P169 第2部 第2章 第16節 災害支援活動を支える体制の整備</p>	<p>2. 市（区）災害ボランティアセンターの体制整備〔仙台市社会福祉協議会〕</p> <p>(1) 災害ボランティアセンター運営<u>スタッフ</u>の養成（仙台市社会福祉協議会） 災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるためには、被災者・<u>地域住民</u>・<u>行政機関</u>とボランティア<u>間</u>の調整や<u>支援ニーズの把握</u>などを行う運営<u>スタッフ</u>の存在が重要となる。仙台市社会福祉協議会は、関係団体との連携・協働により災害ボランティアセンター運営<u>スタッフ</u>の養成を進める。</p> <p>(2) 略</p>	<p>2. 市（区）災害ボランティアセンターの体制整備〔仙台市社会福祉協議会〕</p> <p>(1) 災害ボランティアセンター運営<u>サポーター</u>の養成（仙台市社会福祉協議会） 災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるためには、被災者<u>支援ニーズ</u>とボランティアの調整を行う<u>災害ボランティアセンターの運営サポーター</u>の存在が重要となる。仙台市社会福祉協議会は、<u>仙台市や</u>関係団体等との連携・協力により、災害ボランティアセンター運営<u>サポーター</u>の養成を進め<u>ている</u>。</p> <p>(2) 略</p>	<p>表現の適正化</p>																												

1. 都市計画法に基づく防災化の推進【都市整備局】

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、現在の仙台市の都市計画は昭和45年7月に仙塩広域都市計画区域として決定したものを基本としており、その指定状況は次のとおりである。

(1) 指定状況

ア 都市計画区域・市街化区域（平成29年4月1日現在）



イ 地域地区

- ① 略
- ② 防火地域及び準防火地域
(中略)

防火地域	257 ha
準防火地域	3,923 ha
計	4,180 ha

2. 災害対策関連事業の推進【環境局、都市整備局、建設局】

(1) 道路整備事業

ア 略

イ 道路防災対策

平成8年度、18年度及び24年度に実施した道路防災総点検において、対策が必要とされた箇所について、年次計画に基づき対策工事を実施するとともに、経過観察が必要とされた箇所について監視を続け、通過車両の安全を確保し、道路の安全性・信頼性を高めていく。

事業目標	平成29年度末	平成30年度以降
要対策箇所	108 か所	21 か所
要監視継続箇所	178 か所	0 か所

ウ 橋梁震災対策

阪神淡路大震災の発生以降、主要な橋梁の耐震性を調査確認し、耐震補強の必要な橋梁について、災害発生時の救助活動及び物資輸送等に必要路線（緊急輸送道路）の通行確保のために必要性の高いものから、順次耐震補強工事を実施している。

平成30年4月1日現在

事業目標	平成29年度末	平成30年度以降
落橋防止対策	146 橋	118 橋
橋脚耐震化	114 橋	48 橋

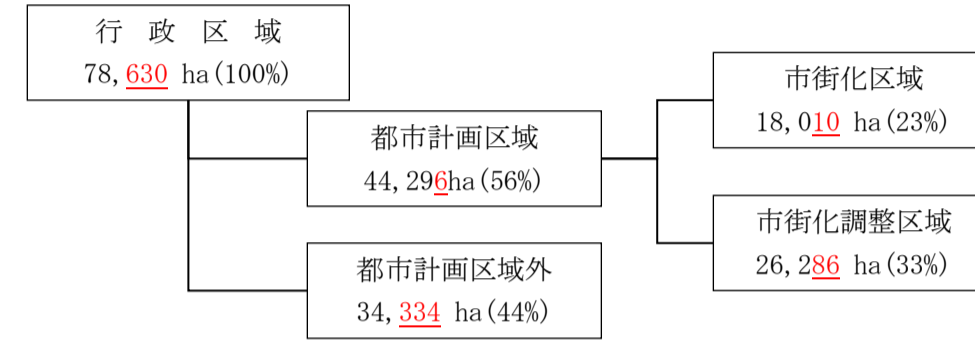
エ 略

1. 都市計画法に基づく防災化の推進【都市整備局】

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、現在の仙台市の都市計画は昭和45年7月に仙塩広域都市計画区域として決定したものを基本としており、その指定状況は次のとおりである。

(1) 指定状況

ア 都市計画区域・市街化区域（令和元年10月1日現在）



イ 地域地区

- ① 略
- ② 防火地域及び準防火地域
(中略)

防火地域	257 ha
準防火地域	3,880 ha
計	4,137 ha

2. 災害対策関連事業の推進【環境局、都市整備局、建設局】

(1) 道路整備事業

ア 略

イ 道路防災対策

平成8年度、18年度及び24年度に実施した道路防災総点検において、対策が必要とされた箇所について、年次計画に基づき対策工事を実施するとともに、経過観察が必要とされた箇所について監視を続け、通過車両の安全を確保し、道路の安全性・信頼性を高めていく。

事業目標	平成30年度末	令和元年度以降
要対策箇所	108 か所	32 か所
要監視継続箇所	178 か所	0 か所

ウ 橋梁震災対策

阪神淡路大震災の発生以降、主要な橋梁の耐震性を調査確認し、耐震補強の必要な橋梁について、災害発生時の救助活動及び物資輸送等に必要路線（緊急輸送道路）の通行確保のために必要性の高いものから、順次耐震補強工事を実施している。

平成31年4月1日現在

事業目標	平成30年度末	令和元年度以降
落橋防止対策	146 橋	118 橋
橋脚耐震化	114 橋	49 橋

エ 略

時点更新

時点更新

時点更新

時点更新

<p>共通編 P178 第2部 第2章 第18節 災害に強い 街づくり</p>	<p>(2) 公園整備事業 (中略)</p> <p>ア 都市公園の現況</p> <p style="text-align: right;">平成30年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>454</td> <td>254</td> <td>213</td> <td>452</td> <td>416</td> <td>1,788</td> </tr> <tr> <td>面積 (ha)</td> <td>564.6</td> <td>258.5</td> <td>120.5</td> <td>218.2</td> <td>473.8</td> <td>1,635.6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 宮城野区には県営公園1か所 15.4 haを含む。</p> <p>イ 略</p> <p>(3)～(10) 略</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	箇所数	454	254	213	452	416	1,788	面積 (ha)	564.6	258.5	120.5	218.2	473.8	1,635.6	<p>(2) 公園整備事業 (中略)</p> <p>ア 都市公園の現況</p> <p style="text-align: right;">平成31年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>457</td> <td>256</td> <td>210</td> <td>455</td> <td>416</td> <td>1,794</td> </tr> <tr> <td>面積 (ha)</td> <td>564.6</td> <td>259.3</td> <td>119.8</td> <td>220.5</td> <td>473.8</td> <td>1,638.0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 宮城野区には県営公園1か所 15.4 haを含む。</p> <p>イ 略</p> <p>(3)～(10) 略</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	箇所数	457	256	210	455	416	1,794	面積 (ha)	564.6	259.3	119.8	220.5	473.8	1,638.0	<p>時点更新</p>
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																																							
箇所数	454	254	213	452	416	1,788																																							
面積 (ha)	564.6	258.5	120.5	218.2	473.8	1,635.6																																							
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																																							
箇所数	457	256	210	455	416	1,794																																							
面積 (ha)	564.6	259.3	119.8	220.5	473.8	1,638.0																																							
<p>共通編 P193, 194 第2部 第2章 第22節 ライフライン施設の災害予防</p>	<p>3. ガス施設 [ガス局]</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 広報活動</p> <p style="color: red;">平常時には、ガス局が配布する「くらしの炎」、「ガス使用の手引き」等を利用し、地震後のガス機器の確認や取扱いにおける注意点、マイコンメーターの復帰方法及びガス臭い場合の緊急連絡先の広報に努める。ほか、緊急時には、報道機関に協力要請しこれらの内容のビデオ放送を行う。</p> <p>5. 水道施設 [水道局]</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>3. ガス施設 [ガス局]</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 広報活動</p> <p>ガス局が配布する「くらしの炎」、「ガス使用の手引き」等を利用し、地震後のガス機器の確認や取扱いにおける注意点、マイコンメーターの復帰方法及びガス臭い場合の緊急連絡先の広報に努める。</p> <p>5. 水道施設 [水道局]</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p style="color: red;">(5) 資機材の整備・調達</p> <p style="color: red;">緊急措置に必要な資機材を計画的に備蓄・整備するとともに、他都市や業者などから速やかに調達できる体制を整えておく。</p>	<p>本節は災害予防を記載する箇所なので、緊急時の対応については削除</p> <p>資機材の備蓄を既に行っており、「6. 下水道施設」と記載内容を合わせた</p>																																										